

定 款

兵庫県農業共済組合連合会

兵庫県農業共済組合連合会定款
目 次

第1章	総 則（第1条～第8条）	1
第2章	組 織	2
第1節	会 員（第9条～第13条）	2
第2節	総 会（第14条～第29条）	2
第3節	役員及び職員（第30条～第45条の2）	5
第3章	財 務（第46条～第55条）	8
第4章	雑 則（第56条・第57条）	11
	附 則	12
定款附属書	兵庫県農業共済組合連合会役員選任規程	23

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この連合会は、農業保険法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づき、この連合会の会員たる農業共済組合及び法第107条第1項の共済事業を行う市町(以下「共済事業を行う市町」という。)がその行う共済事業によってその組合員又は共済事業を行う市町との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者(以下「組合員等」と総称する。)に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

(名 称)

第2条 この連合会は、兵庫県農業共済組合連合会という。

(区 域)

第3条 この連合会の区域は、兵庫県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 この連合会の事務所は、兵庫県神戸市に置く。

② この連合会は、必要があるときは、出張所を設けることができる。

(事 業)

第5条 この連合会は、次に掲げる種類の事業を行うものとする。

1. 会員たる組合等(第9条に規定する「組合等」をいう。)がその行う農作物共済、家畜共済、果樹共済(うんしゅうみかん、ぶどう、なし(支那なしの品種を除く。以下同じ。))、びわ及びくりに係る収穫共済並びにうんしゅうみかん、ぶどう、なし、びわ及びくりに係る樹体共済に限る。以下同じ。))、畑作物共済(ばれいしょ、大豆及びそばに係る畑作物共済に限る。以下同じ。))及び園芸施設共済によってその組合員等に対して負う共済責任並びに会員たる農業共済組合がその行う任意共済(建物共済(建物火災共済及び建物総合共済)及び農機具共済(農機具損害共済及び農機具更新共済)に限る。以下同じ。))によってその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業

2. 建物共済及び農機具共済

(事業年度)

第6条 この連合会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(公告の方法)

第7条 この連合会の公告は、この連合会の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

② 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって会員に通知し又は神戸新聞に掲載するものとする。

(残余財産の帰属)

第8条 この連合会が解散(法第91条第2項の合併(以下「特定合併」という。))、破産による解散及び法第65条第4項の権利義務の承継による解散を除く。)した場合における残余財産の帰属先は、解散時まで、法第3条の農業共済団体

又は国のうちから、総会の議決を経て指定するものとする。

第 2 章 組 織

第 1 節 会 員

(会員の資格)

第 9 条 この連合会の会員たる資格を有する者は、この連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合及び共済事業を行う市町（以下「組合等」という。）とする。

② 前項の組合等は、全て、この連合会の会員となる。

(議決権)

第 10 条 この連合会の会員は、各 1 個の議決権を有する。

(会員名簿)

第 11 条 この連合会に、次に掲げる事項を記載した会員名簿を備える。

1. 会員の名称（会員たる農業共済組合にあつては、その代表権を有する者の氏名を含む。）、住所（会員たる共済事業を行う市町にあつては、その事務所の所在地）及び次条第 1 項の規定による通知があつたときはその場所
2. 加入の年月日
3. 共済目的の種類（家畜共済にあつては法第 144 条第 1 項に規定する共済目的の種類、園芸施設共済にあつては共済目的をいう。以下同じ。）

(会員に対する通知又は催告)

第 12 条 この連合会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（会員たる共済事業を行う市町にあつては、その事務所の所在地）に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所に宛ててするものとする。

② 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(脱 退)

第 13 条 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

1. 会員たる資格の喪失
2. 解散（会員たる共済事業を行う市町にあつては、共済事業の全部の廃止）

第 2 節 総 会

(理事の総会の招集)

第 14 条 理事は、毎事業年度 1 回 5 月又は 6 月に通常総会を招集する。

② 理事は、次の各号に掲げる場合には、総会を招集する。

1. 理事会が必要と認めたとき。
2. 会員が総会員の 5 分の 1 以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。

3. 会員が、第 38 条第 1 項の規定により役員の変更を請求したとき。

③ 理事は、前項第 2 号の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に総会を招集しなければならない。

(監事の総会の招集)

第 15 条 次の各号に掲げる場合には、監事が総会を招集する。

1. 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないとき。

2. 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めるとき。

(総会の議決事項)

第 16 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更

2. 事業規程の変更

3. 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

4. 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案

5. 借入金（一時借入金を除く。）をする場合には、その方法、利息の利率及び償還方法

6. 任意共済に係る保険事業によって負う保険責任又は事業規程に規定する事業によって負う共済責任の全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）等への出再の方法

7. 農漁業保険審査会の審査の申立て

8. 役員報酬

9. 特定合併

10. 解散

11. 清算人の選任

12. 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

(総会招集の通知)

第 17 条 総会の招集は、その会日から 10 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を会員に通知して行うものとする。

(議決事項の制限)

第 18 条 総会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

(定足数)

第 19 条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

② 前項に規定する会員の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず議事を開き議決することができる。ただし、第22条に規定する議決については、この限りでない。

(議長)

第20条 議長は、総会において総会に出席した会員の代表者のうちから会員がこれを選任する。

② 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(普通議決)

第21条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決)

第22条 第16条第1号、第9号及び第10号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

(続行又は延期)

第23条 総会の会日は、総会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

② 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第17条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第24条 会員は、総会において第17条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

② 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

③ 第1項の規定により書面をもって議決権を行おうとする会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の会日の前日までにこの連合会に提出しなければならない。

④ 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

(議決権を有しない場合)

第25条 会員は、総会においてこの連合会と当該会員の関係について議決を行う場合においては、当該議決については議決権を有しない。

(議事録の作成)

第26条 総会においては、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を記載し、これに議長及び議長の指名した出席者2人以上が署名又は記名押印するものとする。

1. 開会の日時及び場所
2. 会員及びその議決権の総数並びに出席した会員及びその議決権の総数
3. 議事の要領
4. 議決した事項及び賛否の数

(書類の備置き及び閲覧)

第 27 条 理事は、定款、事業規程、総会の議事録及び会員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

② 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第 28 条 理事は、通常総会の会日から 1 週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

② 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

③ 第 1 項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

④ 前項の監事の意見書は、これを記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものとする。）の添付をもって、監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、監事の意見書を添付したものと見なす。

（総会議事運営規則）

第 29 条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議事の運営に関し必要な事項は、総会議事運営規則で定める。

② 前項の総会議事運営規則は、総会において定める。

第 3 節 役員及び職員

（役員の数）

第 30 条 この連合会に、次の役員を置く。

1. 理 事 9 人

2. 監 事 3 人

② 前項第 1 号の理事の定数のうち少なくとも 7 人は、会員たる農業共済組合の役員又は会員たる共済事業を行う市町の職員でなければならない。

（役員を選任）

第 31 条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより、会員が総会において選任する。

（会長、副会長及び専務理事）

第 32 条 理事は、会長及び副会長各 1 人を互選するものとする。

② 理事は、必要あるときは専務理事 1 人を互選することができる。

③ 会長は、この連合会を代表し、その業務を総理する。

④ 副会長は、会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。

⑤ 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。

- ⑥ 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行い、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行い、専務理事にも事故があるとき又は欠けたときは、理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

(理事会)

第33条 この連合会の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

1. 業務を執行するための方針に関する事項
2. 総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定
3. 役員を選任に関する事項
4. 固定資産の取得又は処分に関する事項
5. 参事その他の職員の任免に関する基本的事項
6. 余裕金の運用に関する事項
7. 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項（第16条の規定により総会に付議すべき事項を除く。）

第34条 理事会は、会長が招集する。

- ② 理事会の議事は、理事の過半数でこれを決する。
- ③ 理事会の議長は、会長とする。
- ④ 前3項に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。
- ⑤ 前項の理事会運営規則は、理事会において定める。

(監事の職務)

第35条 監事は、次の職務を行う。

1. この連合会の財産の状況を監査すること。
2. 理事の業務執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総会及び農林水産大臣に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- ② 監事は、少なくとも毎事業年度2回前項第1号及び第2号の監査を行い、その結果につき総会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。
- ③ 前2項に規定するもののほか、監査について必要な事項は監事監査規則で定める。
- ④ 前項の監事監査規則は、監事が定め、総会の承認を受けるものとする。

(役員任期)

第36条 役員任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- ② 定数の補充又は第38条第1項の規定による改選により就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず、退任した役員残任期間とする。ただし、全員

の改選により、就任した役員の任期については、3年とし、就任の日から起算する。

③ 役員の数、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行う。

第37条 役員は、その任期満了前に、附属書役員選任規程第5条第2号から第4号までに掲げる者となったときは、退任する。

(役員改選)

第38条 役員は、総会員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを行わなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は事業規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

③ 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの連合会に提出してしなければならない。

④ 前項の規定による書面の提出があったときは、この連合会は、総会の会日から7日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(役員業務及び責任)

第39条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程及び総会の議決を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

② 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、この連合会に対して連帯して損害賠償の責任を負う。

③ 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

(役員兼職禁止)

第40条 理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の代表権)

第41条 この連合会が理事と契約をするときは、監事がこの連合会を代表する。

この連合会と理事との訴訟についても、また同様とする。

(役員報酬)

第42条 役員には報酬を支給する。

(参事その他の職員)

第43条 この連合会に参事その他の職員を置く。

② 参事の選任及び解任は、理事の過半数によって決する。

- ③ 職員（参事を除く。）の任免は、会長が理事会の承認を得て行う。
- ④ 参事は、理事会の決定により、この連合会の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を理事に代わって行う権限を有する。
- ⑤ 職員は、参事の指揮を受けて、この連合会の事務に従事する。

（参事の解任請求）

第44条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

- ② 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- ③ 前項の規定による書面の提出があったときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。
- ④ 理事は、前項の可否を決する日の7日前までに当該参事に対して第2項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

（職員の給与及び退職給与金）

第45条 職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

- ② 職員が退職するときは、この連合会は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。
- ③ この連合会は、前項の退職給与金に充てるため、同項の職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給付引当金を積立てるものとする。
- ④ 第1項の職員給与規則及び第2項の職員退職給与規則は、会長が理事会の承認を得て定め、更に総会の承認を受けるものとする。

（顧問）

第45条の2 この連合会に、顧問を置くことができる。

- ② 顧問は、学識経験を有する者のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- ③ 顧問には、総会の議決により報酬を支給することができる。

第 3 章 財 務

（勘定区分）

第46条 この連合会の会計は、次の勘定に区分して経理する。

- 1. 農作物共済に関する勘定
- 2. 家畜共済に関する勘定
- 3. 果樹共済に関する勘定
- 4. 畑作物共済に関する勘定
- 5. 園芸施設共済に関する勘定
- 6. 任意共済（農機具更新共済を除く。以下この章において同じ。）に関する勘定
- 7. 農機具更新共済に関する勘定
- 8. 家畜診療所に関する勘定

9. 業務の執行に要する経費に関する勘定

- ② 第5条第2号に規定する事業に係る経理は、前項第6号又は第7号の勘定に含めて行う。

(支払備金の積立て)

第47条 この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から政府及び全国連合会その他出再先から受けるべき再保険金及び再保険料の返還金の合計金額に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

1. 保険金の支払又は保険料の返還をすべき場合であつて、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額
2. 保険金の支払又は保険料の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額

(責任準備金の積立て)

第48条 この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度以降にわたる共済関係に係る保険事業について、それぞれ次に掲げる金額を積み立てるものとする。

1. 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度の保険料の額から政府に支払う再保険料の額及び保険金の仮渡額（政府から再保険金の概算払を受けた場合にあつては、当該仮渡額から再保険金の概算払の額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額
2. 家畜共済又は園芸施設共済については、当該事業年度の保険料の額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額
3. 任意共済については、当該事業年度の保険料の額（当該保険料の額から全国連合会その他出再先の再保険に係る支払再保険料に充てられた額を除く。）のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額
4. 農機具更新共済については、前号に掲げるもののほか、当該事業年度の保険料のうち共済責任の終了又は満了に伴う減価共済金の支払に充てるための金額及びまだ経過しない共済責任に係る前保険料がある場合はその金額

- ② 前項第2号又は第3号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割でこれを計算する。

- ③ 第1項第4号の金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の16日から始まったものとみなして、共済責任期間中の予定利息を加味して計算する。

- ④ この連合会の行う第5条第2号に規定する事業に係る責任準備金については、第1項第3号及び第4号並びに前2項の規定を準用する。

(不足金填補準備金の積立て)

第 49 条 この連合会は、不足金填補準備金として、第 46 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の 2 分の 1 に相当する金額を積み立てるものとする。

(不足金填補準備金の保険金支払への充当)

第 50 条 この連合会は、第 46 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる勘定ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充てるものとする。

(特別積立金の積立て)

第 51 条 この連合会は、特別積立金として、第 46 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度の剰余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

(特別積立金の取崩し)

第 52 条 この連合会は、第 46 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる勘定ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合であって、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を保険金の支払に充てるものとする。

② この連合会は、第 46 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度、保険金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であって、当該勘定の不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を当該不足金の填補に充てることのできるものとする。

③ この連合会は、総会の議決を経て、特別積立金を法第 172 条において準用する法第 126 条後段の費用並びに法第 172 条において準用する法第 127 条及び法第 128 条第 1 項の施設（損害防止のために必要な施設に限る。）をするのに必要な費用の支払に充てることのできるものとする。

④ この連合会は、会員から、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 33 条第 1 項の規定による交付金の請求があったときは、特別積立金を当該交付金の交付に充てるものとする。

(家畜診療所勘定の剰余金の繰越し)

第 53 条 この連合会は、第 46 条第 1 項第 8 号の勘定について剰余が生じたときは、当該勘定において繰り越すものとする。

(業務勘定の残金の繰延べ)

第 54 条 この連合会は、第 46 条第 1 項第 9 号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

(余裕金の運用)

第 55 条 この連合会の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

1. 総会において定めた金融機関への預貯金
2. 総会において定めた信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保

付きの社債券、公社債投資信託の受益証券又は貸付信託の受益証券

4. 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

- ② 前項の規定による余裕金の運用は、同項各号の運用方法につき、それぞれ理事会において決定した額を限度として行うものとする。

第 4 章 雑 則

(抛出金の払戻し)

第 56 条 この連合会は、会員たる農業共済組合の組合員が脱退したとき、又は会員たる共済事業を行う市町との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときで、当該会員から当該組合員又は当該市町との間に存する共済関係の全部が消滅した者が納付した抛出金の払戻しに充てるために必要な額の資金を交付すべきことの申請があったときは、当該請求に係る額の資金を当該会員に交付する。

- ② 前項の申請書には、会員たる農業共済組合の組合員又は会員たる共済事業を行う市町との間に存する共済関係の全部が消滅した者の抛出の詳細を記載した書類、その他必要な書類を添付しなければならない。

(抛出金払戻し準備金)

第 57 条 この連合会は、会員が農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 69 号）による廃止前の農業共済基金法（昭和 27 年法律第 202 号。以下「廃止前基金法」という。）第 46 条第 1 項の規定により徴収した抛出金の額と会員が農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 79 号）による改正前の廃止前基金法（以下「旧基金法」という。）第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定により徴収した特別抛出金の額とを合計して得た額から会員が廃止前基金法第 49 条第 1 項から第 3 項までの規定により払い戻した抛出金に相当する金額と会員が旧基金法第 49 条第 1 項から第 3 項までの規定により払い戻した特別抛出金に相当する金額とを合計して得た額を差し引いて得た額（以下「抛出金払戻し対象額」という。）の 100 分の 10 に相当する金額に達するまで、毎事業年度、抛出金払戻し対象額の 100 分の 1 に相当する金額以上の金額を抛出金払戻し準備金として積み立てるものとする。

附 則

1. この定款は、認可の日から施行し昭和 39 年 2 月 1 日から適用する。
2. この定款第 81 条、第 92 条、第 110 条、第 217 条、第 221 条、第 223 条並びに第 224 条第 3 項及び第 4 項の規定は、昭和 39 年 4 月 1 日から適用するものとし、同年 3 月 31 日以前についてはなお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第 53 条、第 57 条、第 58 条第 1 項及び第 59 条の規定の例によるものとする。
3. この定款第 71 条、第 73 条から第 77 条まで、第 79 条及び第 80 条の規定は、水稻については昭和 39 年産のものから、麦については昭和 40 年産のものから適用するものとし、昭和 38 年以前の年産の水稻並びに昭和 39 年以前の年産の麦についてはなお旧定款第 10 条、第 11 条第 1 号、第 12 条、第 13 条第 1 号、第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定の例によるものとする。
4. この定款第 218 条から第 220 条まで、第 222 条、第 224 条第 1 項及び第 2 項、第 225 条並びに第 226 条の規定は、昭和 39 事業年度の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理から適用するものとし、昭和 38 事業年度以前の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理については、なお旧定款第 54 条から第 56 条の 4 までの規定の例によるものとする。
5. 削 除
6. この定款の施行の際現に旧定款の規定によりこの連合会と会員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係るこの定款（農作物共済の共済関係に係るものにあつては、第 3 項の規定によりその例によるものとされる旧定款第 10 条）の規定による保険関係としてこの連合会と会員との間に引き続き存するものとみなす。
7. この定款の施行の際現に存する保険料及び賦課金を徴収し、又は保険料の返還若しくは払戻しを受ける権利及び保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利の時効については、なお従前の例による。
8. この連合会は、昭和 38 事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第 56 条（第 4 項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた積立金の金額のうち同条第 1 号に掲げる保険事業の区分に係る金額を総会の議決を経て同号の保険事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第 217 条第 1 項第 1 号の勘定に係る不足金てん補準備金として、蚕繭共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業にあつてはそれぞれ当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同項第 2 号及び第 3 号の勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。

9. この連合会は、昭和 38 事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第 56 条の 2（第 4 項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた無事もどし積立金の金額のうち旧定款第 56 条第 1 号に掲げる保険事業の区分に係る金額を農作物共済に係るもの及び蚕繭共済に係るものごとに旧定款第 58 条第 1 項に規定する区分の方法の例により区分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該区分に係る金額を総会の議決を経て共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第 217 条第 1 項第 1 号の勘定に係る無事もどし積立金として、蚕繭共済に係る保険事業にあつては、当該保険事業に係るものとされた当該区分に係る金額を同項第 2 号の勘定に係る無事もどし積立金として積み立てるものとする。
10. この連合会は、昭和 38 事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第 56 条の 3（第 4 項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた特別積立金の金額のうち旧定款第 56 条第 1 号に掲げる保険事業の区分に係る金額を総会の議決を経て同号の保険事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第 217 条第 1 項第 1 号の勘定に係る特別積立金として、蚕繭共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業にあつては、それぞれ当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同項第 2 号又は第 3 号の勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。
11. 削 除
12. 削 除
13. この定款の改正規定は、認可の日から施行する。
(昭和 40 年 7 月 22 日付 認可)
14. この定款の改正規定は、認可の日から施行し、第 28 条及び付属書役員選任規程の改正規程は次期役員の選任から適用する。
(昭和 41 年 5 月 6 日付 認可)
15. ① この定款の変更は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。ただし、変更後の定款第 14 条第 5 号の 2 の規定は、昭和 42 年 3 月 16 日から、第 219 条第 1 項の規定は昭和 41 年度の決算から適用するものとする。
- ② この定款の変更の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該死廃病傷共済の共済掛金期間の満了の時（その時までには当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法第 111 条の 5 の包括共済関係に係る家畜

共済に付されたときは、当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時)までは、なお従前の例による。

- ③ 前項の死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係が当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が前項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、この連合会は、そのまだ経過しない期間に対する保険料を会員に払いもどすものとする。
- ④ 前項の規定により払いもどす保険料は、変更後の定款の規定により払い込むべき保険料と相殺するものとする。
- ⑤ この定款の変更の施行の際、現に存する生産共済の共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

(昭和 42 年 5 月 20 日付 認可)

16. この定款の変更は、認可の日から施行する。

(昭和 42 年 7 月 20 日付 認可)

17. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、昭和 43 年 6 月 1 日から適用する。

- ② この定款の変更の施行の際現に存する任意共済の共済関係及び任意共済に係る保険事業の保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該任意共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- ③ この定款の変更の施行の際現に変更前の定款の規定によりこの連合会と会員又は任意共済加入者との間に存するこの定款第 3 章第 5 節に規定する任意共済に係る保険事業の保険関係又はこの定款第 4 章に規定する共済事業の共済関係以外の任意共済に係る保険事業の保険関係又は任意共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日以後も引き続き存するものとする。ただし、この連合会と当該建物共済加入者が協議して別段の定めをしたときは、この限りではない。
- ④ この定款の変更の施行の際現に存する任意共済の共済関係に係る共済責任期間の満了の日の翌日に共済掛金の払込みを受けた場合には、この定款第 120 条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その払込みを受けた日の午前零時から始まるものとする。
- ⑤ この定款変更施行の日から 1 年以内において、この連合会の農機具更新共済に付することができる農機具は、第 166 条第 2 号の規定にかかわらず、当該農機具につき別表に定める当該機種に係る耐用年数の 3 分の 1 を経過しないものとする。この場合において、農機具更新共済に付された農機具に係る共済責任期間は、別表に掲げる農機具耐用年数のうち、当該農機具の機種に係るものからすでに経過した年数の範囲内で別表に掲げる期間によるものとする。
- ⑥ この定款第 250 条第 1 項第 1 号中「5 月 1 日」とあるのは、昭和 43 年度

に限り「6月10日」と読み替えるものとする。

(昭和43年8月5日付 認可)

18. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(昭和44年7月14日付 認可)

19. この定款の変更は、昭和44年9月1日から施行する。

(昭和44年10月27日付 認可)

20. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

② 改正後の定款第55条第1項の規定は、この定款の変更の施行の日の前日以後に到来する払込期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した払込期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

(昭和45年6月26日付 認可)

21. ① この定款の変更は、昭和46年2月1日から施行する。

② この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係ならびに建物共済に係る保険事業の保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該建物共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

(昭和46年2月17日付 認可)

22. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

② この定款の変更の施行の際現に存する農機具共済の共済関係及び農機具共済に係る保険事業の保険関係については、この定款の変更の日の属する当該農機具共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

(昭和46年6月22日付 認可)

23. ① この定款の変更は、昭和47年4月1日から施行する。

② 改正後の定款(以下「新定款」という。)第77条第2項の規定は、水稻については昭和47年産のものから、麦については昭和48年産のものから適用するものとし、昭和46年以前の年産の水稻及び昭和47年以前の年産の麦については、なお改正前の定款(以下「旧定款」という。)第77条第2項の規定の例による。

③ この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する払込保険料については、なお従前の例による。

④ 旧定款第230条第1項の規定により積み立てられたきよ出金払い戻し準備金は、新定款第229条の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金とみなす。

⑤ 農業災害補償法及び農業共済基金法の1部を改正する法律(昭和46年法律第79号)による改正前の農業共済基金法(昭和27年法律第202号)第47条第1項及び第2項の規定により納付された特別きよ出金は、新定款第

228 条第 1 項の規定の適用については、農業共済基金法第 46 条第 1 項の規定により納付されたきよ出金とみなす。

(昭和 47 年 4 月 1 日付 認可)

24. ① この定款の変更は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次を削る部分の規定、第 7 章を削る規定及び次項の規定は、果樹保険臨時措置法(昭和 42 年法律第 93 号)の失効の時から施行する。

② 前項ただし書に規定する時に現に存する変更前の定款第 7 章の規定に基づく果樹保険の保険契約に係る保険事業に関しては、同章の規定は、同項ただし書に規定する時後も、なおその効力を有する。

(昭和 48 年 4 月 10 日付 認可)

25. この定款の変更は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

(昭和 48 年 7 月 17 日付 認可)

26. この定款の変更は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 88 条の規定は、昭和 49 年産の蚕繭から適用する。

(昭和 49 年 4 月 19 日付 認可)

27. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(昭和 50 年 5 月 13 日付 認可)

28. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(昭和 51 年 7 月 16 日付 認可)

29. ① この定款の変更は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 81 条、第 92 条、第 95 条、第 96 条、第 100 条、第 102 条の 11、第 102 条の 13、第 110 条、第 222 条から第 225 条まで及び付録の改正に係る部分の規定は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

② 改正後の定款(以下「新定款」という。)第 71 条から第 75 条まで、第 77 条、第 77 条の 2 及び第 79 条の規定は、水稻については昭和 52 年産のものから、麦については昭和 53 年産のものから適用するものとし、昭和 51 年以前の年産の水稻及び昭和 52 年以前の年産の麦については、なお改正前の定款(以下「旧定款」という。)第 71 条から第 75 条まで、第 77 条及び第 79 条の規定の例による。

③ 新定款第 88 条の規定は、昭和 52 年産の蚕繭から適用するものとし、昭和 51 年以前の年産の蚕繭については、なお旧定款第 88 条の規定の例による。

④ この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する保険金額及び保険金については、なお従前の例による。

⑤ この定款の変更の施行前の各事業年度に属する各事業年度(共済事業を行う市町にあっては、各会計年度)に係る各会員の法第 102 条の規定による払戻金は、当該各事業年度(共済事業を行う市町にあっては、当該各会

計年度)の前各事業年度(共済事業を行う市町にあっては、前各会計年度)において規則第24条第1項の規定により無事戻しの限度とされる額に相当する金額を無事戻したとすれば当該事業年度(共済事業を行う市町にあっては、当該会計年度)において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額とみなす。

(昭和52年2月8日付 認可)

30. ① この定款の変更は農林水産大臣の認可のあった日から施行し、改正後の定款第95条の規定は、昭和53年4月1日から適用する。
- ② 昭和53年4月1日前に開始し同日以降になおその期間が残存している共済責任期間に係る家畜共済に関する保険金額については、なお従前の例による。
- ③ この連合会は、昭和53年4月1日以降に開始した共済掛金期間に係る家畜共済に関する保険料で改正前の定款規定に基づいて払い込まれたものを払い戻すものとする。
- ④ 前項の規定により払い戻す保険料は改正後の定款の規定により払い込むべき保険料と相殺するものとする。

(昭和53年5月9日付 認可)

31. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(昭和53年6月23日付 認可)

32. ① この定款の変更は、昭和54年4月1日から施行する。
- ② 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法(昭和48年法律第79号)の廃止の際現に存する変更前の定款第7章の規定による園芸施設共済の保険契約に係る保険事業については、なお従前の例による。

(昭和54年3月31日付 認可)

33. ① この定款の変更は、昭和55年6月1日から施行する。
- ② この定款の変更の施行の際現に存する建物総合共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

(昭和55年5月31日付 認可)

34. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- ② 変更後の定款第88条及び第91条の規定は、昭和56年産の蚕繭から適用するものとし、昭和55年以前の年産の蚕繭については、なお変更前の定款第88条及び第91条の規定の例による。
- ③ 変更後の定款第102条の3、102条の5及び第102条の6、第102条の8、第102条の11から第102条の13まで、第220条、第221条、第224条及び第225条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお、変更前の定款102

条の 3、102 条の 5 及び第 102 条の 6 まで、第 102 条の 8、第 102 条の 11 から第 102 条の 13 まで、第 220 条、第 221 条、第 224 条及び第 225 条の規定の例による。

(昭和 56 年 7 月 9 日付 認可)

35. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(昭和 57 年 7 月 13 日付 認可)

36. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の建物共済に係る規定は、昭和 58 年 11 月 1 日から適用する。

(昭和 58 年 12 月 22 日付 認可)

37. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(昭和 61 年 4 月 23 日付 認可)

38. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(昭和 63 年 9 月 1 日付 認可)

39. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の建物共済に係る規定は、平成元年 11 月 1 日から適用する。

② 前項の規定にかかわらず、変更後の建物共済に係る第 163 条第 1 項の規定は、この定款の変更の施行の際、現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

(平成元年 10 月 30 日付 認可)

40. ① この定款の変更は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

② この定款の変更の施行の際、現に存する農機具共済の共済関係については、この定款の変更の日に属する当該農機具共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。ただし、その現に存する農機具共済の共済関係に係る農機具共済加入者の承諾を得た場合には、当該共済関係に係る共済責任期間のうちまだ経過しない期間について改定後の定款第 166 条を適用する。

(平成 2 年 7 月 10 日付 認可)

41. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(平成 3 年 8 月 9 日付 認可)

42. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

② 農作物共済に係る変更後の定款の規定は、平成 6 年産の水稻及び麦から適用するものとし、平成 5 年以前の年産の当該農作物については、なお従前の例による。

③ 蚕繭共済に係る変更後の定款の規定は、平成 6 年産の蚕繭から適用するものとし、平成 5 年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。

④ 果樹共済に係る変更後の定款の規定は、平成 6 年 2 月 1 日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共

済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。

- ⑤ 畑作物共済に係る変更後の定款の規定は、平成5年11月1日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。

(平成5年12月27日付 認可)

43. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、建物共済に係る変更後の規定は、平成6年7月1日から適用する。

(平成6年7月1日付 認可)

44. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
② 変更後の定款の規定は、平成7年8月1日から適用する。ただし、平成7年8月1日前に共済責任期間が開始している建物共済については、なお、従前の例による。

(平成7年7月28日付 認可)

45. ① この定款の変更は、平成11年7月1日から施行する。
② この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、変更後の規定によるものとする。ただし、この定款の変更の施行の際現に存する建物火災共済及び建物総合共済に付されている臨時費用担保特約に係る共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

(平成11年6月30日付 認可)

46. ① この定款の変更は、平成12年4月1日から施行する。
② 変更後の第77条の規定は、水稻については平成12年産のものから、麦については平成13年産のものから適用するものとし、平成11年以前の年産の水稻及び平成12年以前の年産の麦については、なお従前の例による。
③ 変更後の第95条の規定は、平成12年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
④ 変更後の第102条の18、第102条の20及び第102条の25の規定は、平成13年産の蚕繭から適用するものとし、平成12年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。
⑤ 変更後の第102条の29及び第102条の33の規定は、平成12年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。
⑥ 変更後の第55条の規定は、平成12年4月1日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。
⑦ 変更後の第225条第7項の規定は、平成12年4月1日から適用し、同日

前に申請のあった場合は、なお従前の例による。

- ⑧ 変更後の第 227 条第 1 項第 5 号及び第 230 条の規定は、改正法附則第 3 条第 4 項の認可により、農林漁業信用基金が農業共済基金の権利及び義務を承継した日から適用するものとし、同日前の余裕金の運用及び事務の受託については、なお従前の例による。

(平成 12 年 3 月 31 日付 認可)

47. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
② 変更後の第 102 条の 34 の規定は、平成 13 事業年度から適用し、平成 12 年度以前については、なお従前の例による。

(平成 13 年 8 月 22 日付 認可)

48. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
② 変更後の第 227 条及び第 230 条の規定は平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

(平成 15 年 7 月 23 日付 認可)

49. ① この定款の変更は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
② 変更後の農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
③ 変更後の家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。
④ 変更後の収穫共済に係る規定は、平成 17 年産の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用し、平成 16 年以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。
⑤ 変更後の畑作物共済に係る規定は、平成 16 年産（ばれいしょ及び蚕繭にあつては、平成 17 年産）から適用し、平成 15 年（ばれいしょにあつては、平成 16 年）以前の年産の農作物及び平成 16 年以前の年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
⑥ 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。
⑦ 変更後の任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する任意共済については、なお従前の例による。

(平成 16 年 3 月 29 日付 認可)

50. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(平成 17 年 7 月 15 日付 認可)

51. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(平成 19 年 7 月 23 日付 認可)

52. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(平成 21 年 7 月 2 日付 認可)

53. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の第 29 条の規定は、施行日以後の第 35 条第 1 項の新たな任期から適用する。

(平成 22 年 7 月 2 日付 認可)

54. この定款の変更は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

55. ① この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日から施行する。
- ② 変更後の農作物共済に係る規定は、平成 31 年産の農作物の共済関係から適用するものとし、平成 30 年産以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- ③ 変更後の家畜共済に係る規定は、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係については、平成 30 年 12 月 31 日の属する共済掛金期間の満了の時（その時までには当該共済関係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜については、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。
- ④ 変更後の果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る規定は、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係については、なお従前の例による。
- ⑤ 変更後の第 30 条第 2 項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。
- ⑥ 変更後の第 46 条及び第 53 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理については、なお従前の例による。
- ⑦ 変更後の第 49 条の規定は、平成 34 事業年度に係る不足金填補準備金の積立てから適用することとし、平成 31 事業年度から平成 33 事業年度に係る不足金填補準備金については、変更後の第 46 条第 1 項第 1 号に掲げる勘定にあつては共済目的の種類ごと、同条同項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる勘定にあつては当該勘定ごと、同条同項第 3 号に掲げる勘定にあつては農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「旧規則」という。）第 19 条第 5 項第 1 号に規定する果樹共済再保険区分ごと、変更後の第 46 条第 1 項第 4 号に掲げる勘定にあつては旧規則第 19 条第 5 項第 2 号に規定する畑作物共済再保険区分ごとに、当該勘定に係る毎事業

年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を積み立てるものとする。

- ⑧ 平成30事業年度に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。
- ⑨ 変更後の第50条の規定は、平成34年事業年度に係る不足金填補準備金の保険金支払への充当から適用し、同事業年度前の事業年度に係る不足金填補準備金の保険金支払への充当については、なお従前の例による。
- ⑩ 変更後の第51条及び第52条の規定は、平成34事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しから適用し、同事業年度前の事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、旧定款第51条第7項に係るものを除き、なお従前の例による。

(平成30年3月26日付 認可)

定 款 附 属 書
兵庫県農業共済組合連合会役員選任規程

(役員選任総会の期日)

第1条 役員任期の満了による選任は、役員任期満了の日の60日前から7日前までの間に行う。

② 第7条の規定による再選任又は第8条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の議決によって選任する。

② 前項の議決は、会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。

③ 定款第19条第2項本文後段の規定は、第1項の規定による役員選任については、適用しない。

(選任議案の提出)

第3条 役員選任に関する議案は会長が総会に提出する。

② 会長は、役員選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内のこの連合会の会員の代表者であって、その区域内のこの連合会の会員を代表するものとして選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

③ 2人以上の役員を選任する場合においては、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

(候補者の承諾)

第4条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ、本人の承諾を得ておかななければならない。

(役員候補者にすることのできない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、役員候補者とすることができない。

1. 未成年者
2. 心身の故障のため職務を執行することができない者
3. 破産者で復権のできない者
4. 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(通知及び公告)

第6条 役員選任に関する議案が総会において可決されたときは、会長は直ちに役員に選任されたもの(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

② 被選任者は、前項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選任が

農林水産大臣の認可を停止条件とする場合は認可のあった日の翌日のいずれか最も遅い日に、役員に就任するものとする。

(再 選 任)

第7条 被選任者が第5条第2号から第4号までの1に該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなかった場合、又は法第213条の規定による決議の取消しの結果、被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

② 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(補欠選任)

第8条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3か月以内であるときは、理事が4人以下、監事が1人となったときを除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

② 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

附 則

1. この定款附属書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(平成10年8月31日付 認可)

附 則

1. この定款附属書の変更は、平成12年4月1日から施行する。
(平成12年3月31日付 認可)

附 則

1. この定款附属書の変更は、平成16年4月1日から施行する。
(平成16年3月29日付 認可)

附 則

1. この定款附属書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(平成17年7月15日付 認可)

附 則

1. この定款附属書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
(平成18年6月30日付 認可)

附 則

1. この定款附属書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日から施行する。
(平成30年3月26日付 認可)

附 則

1. この定款附属書の変更は、平成31年5月1日から施行する。

(別 表)

地区名	区 域
神戸地区	神戸市、明石市、三田市、三木市、尼崎市 西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡
播丹地区	小野市、加東市、西脇市、加西市、加古川市 高砂市、丹波市、丹波篠山市、多可郡、加古郡
西播地区	姫路市、たつの市、相生市、赤穂市、宍粟市 神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬地区	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路地区	洲本市、淡路市、南あわじ市